

タイトル	伊豆の国市製造業に対する電気料金高騰対策支援金について
担当課	産業部 商工課 担当：平井・大沼・小池 (電話：055-948-1415 内線：2420)

1 目的

電気料金の上昇の影響を強く受けている市内の中小製造業者に対し、事業継続の支援を行うため、最大50万円の支援金を支給します。

2 制度概要

対象者	次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">・市内に工場等の施設がある中小製造業者であること。・工場等の受電契約が低圧電力又は高圧電力であること。・支給申請日に製造業の実態があり、引き続き1年以上継続する意思があること。・市税の滞納がないこと。
対象経費	工場等で使用した電気料
補助率(額)	令和5年3月使用分から7月使用分までの支払金額の高い3か月分に対し、それぞれ1月ごとの使用電力量に1キロワット時あたり、3.5円を乗じて得た額の合計額。
補助上限額	50万円
申請期間	令和5年7月14日(金)～令和5年9月8日(金)
申請手続き	申請書に次の書類を添付して申請 <ul style="list-style-type: none">・受電契約の種類、電気の使用量が確認できる書類の写し・完納証明書・誓約書兼同意書・中小製造業者であることが確認できる書類の写し 法人にあっては、製造業、資本金等、従業員数が分かる書類 個人にあっては、製造業、従業員数が分かる書類 <ul style="list-style-type: none">・振替先口座の通帳の写し